

はじめに

第1章 事前復興とは

「事前復興」とは、被害の軽減や被災地の復興を適切かつ迅速・円滑に実施するための備えを発災前に取り組んでおくことであり、2つのベクトルからなります。

1つ目のベクトルは、**復興の事前実施**であり、災害の発生前に、災害ダメージを軽減するためのハード・ソフト事業（防災・減災、国土強靱化等）を進めておくことを意味します。例えば、避難路の整備や公共施設の高台移転などが当てはまります。

2つ目のベクトルは、**復興の事前準備**であり、災害は必ず発生するという前提のもと、初動、応急、復旧における災害対応の円滑化、適切かつ迅速・円滑な「復興」の実現を図るため、対策を講じておくことを意味します。例えば、被災後の仮設住宅建設候補地の事前検討などが当てはまります。

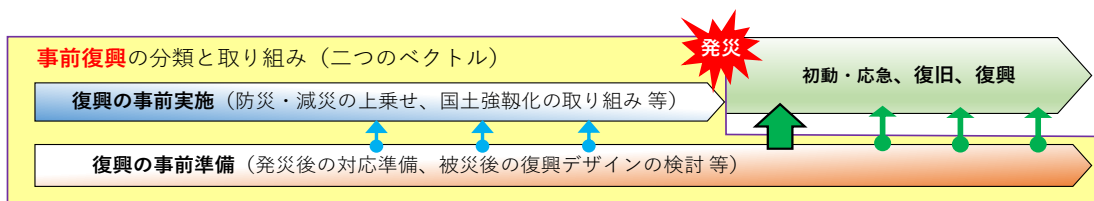


図 0-1 事前復興の2つのベクトル

出典：南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針

事前復興の取組みによって、発災直後から復旧・復興の各段階で、大きく以下の4つの効果が期待されます。

- ① 災害に強いまちづくりの実現による地域の活力や魅力の維持、向上
- ② ハード・ソフト両面からの防災・減災対策、公共施設の高台移転等による被害の軽減
- ③ 復興体制や復興イメージの事前検討等による復興の期間短縮
- ④ 復興イメージの事前検討等による復興の質の向上と適切化

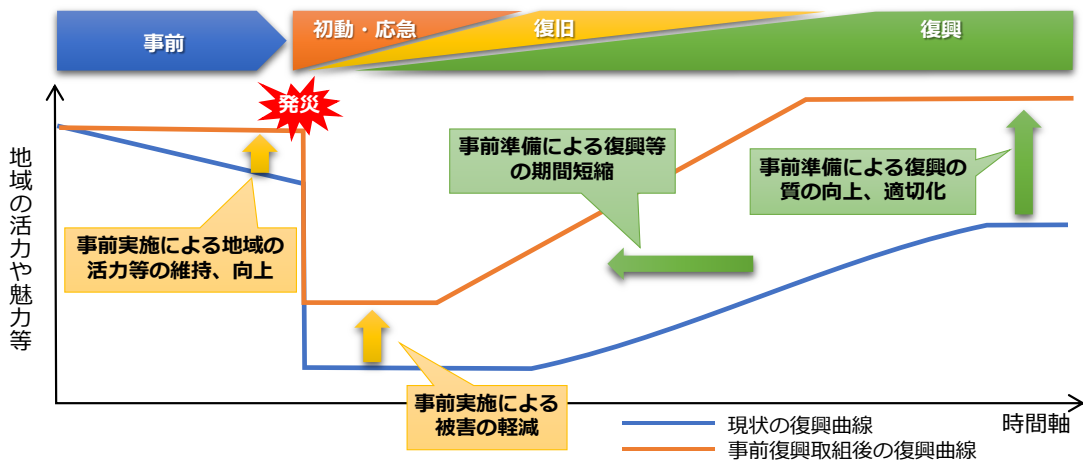


図 0-2 事前復興の取組みによる効果のイメージ

出典：南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針

第2章 事前復興計画の概要

第1節 事前復興計画の目的

南海トラフを震源とする地震は、政府地震調査研究推進本部によると今後 30 年で 70～80%の確率で発生するとされており、西予市では、揺れや津波による大きな被害が想定されています。

「大規模災害からの復興に関する法律」に示される特定大規模災害により被害を受けた市町村は、同法律に基づき、復興計画を作成することができます。この法に基づく復興計画は、被災市町村の復興の道筋を示すものであり、甚大な被害が発生した中で、速やかな計画の策定が求められることとなります。

東日本大震災の復興においては、経験したことの無い未曾有の被害であったことや住民との合意形成の困難さ等から、法に基づく復興計画の策定に時間を要し、結果として復興の長期化を招いた、との指摘もみられました。

そのため、平常時から、南海トラフ地震を想定した復興後のまちづくりを検討し、被災後の法に基づく復興計画の基礎となる「事前復興計画」と「事前復興まちづくり計画」を作成しておくことで、適切かつ迅速・円滑な復興の実現をめざすことが重要です。

本市では、大規模災害が発生した際の、速やかかつ適切な復興を推進していくための事前準備を市民と行政が共通認識をもって進めることを目的に、「西予市事前復興計画」（以下、「事前復興計画」という。）を策定しました。

第2節 事前復興計画の位置づけ

本計画は、本市の今後のまちづくりの方向性を示した「第2次西予市総合計画」、本市の都市計画の基本的な方針を示した「西予市都市計画マスタープラン」、本市の地域に係る防災対策等について定めた「西予市地域防災計画」を上位計画とし、防災やまちづくり等について定めた各種関連計画と整合・連携を図って策定します。

また、発災後に策定する「復興計画」については、本計画を踏まえ策定します。

第3節 事前復興計画の構成

西予市の事前復興計画は、事前復興計画「復興プロセス編」、事前復興計画「復興ビジョン編」、「事前復興まちづくり計画」の3つの編で構成しています。

「復興ビジョン編」では、市全体の現状や課題を整理した上で、復興の目標や目標達成のための基本方針を示します。

「復興プロセス編」では、主に行政の被災後の復興の取組みを示します。

「事前復興まちづくり計画」では、具体的な地区や集落を対象として、まちや住まいの復興方針、復興のイメージを示します。

各編の概要を図 0-3 に示します。

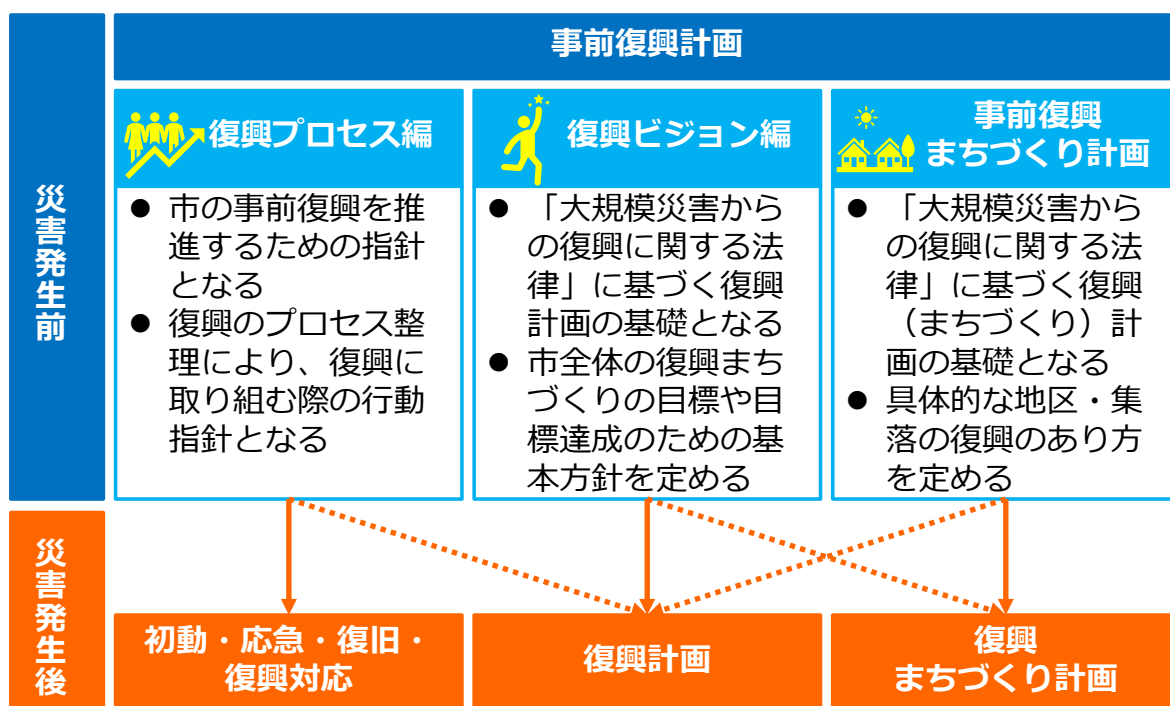


図 0-3 西予市事前復興計画の構成